

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	のぎく保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 野の花福祉会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長 飯田 光徳 園長 川中 清子		
定員（利用人数）	128 名（ 126 名 ）		
事業所所在地	〒 538-0051 大阪市鶴見区諸口5丁目浜14-6		
電話番号	06 - 6913 - 9622		
FAX番号	06 - 6913 - 9621		
ホームページアドレス	http://www.nogikukids.jp/		
電子メールアドレス	info@nogikukids.jp		
事業開始年月日	平成18年5月1日		
職員・従業員数※	正規	15 名	非正規 21 名
専門職員※	保育士、栄養士、看護師		
施設・設備の概要※	本園：事務室 保育室（2, 3, 4, 5歳児） 給食室 ホール 病後児ケアルーム 分園：事務室 保育室（0, 1歳児）		
	[設備等] 屋上園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	2 回
前回の受審時期	平成 25 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

○理念：子ども一人ひとりの存在とその人権を尊重する。就園児の保育だけでなく、広く地域の子育てを支援する。一人ひとりの成長発達を踏まえ、適切な援助をする。

一人ひとりの家庭状況を把握し、その子に応じた援助をする。

○基本方針

*誰もが安心して生み育て働き続けたいという願いに応え、ホッとできる保育園

*一人ひとりの子ども達を大切にし、子どもの成長を共に喜び育ちあえる保育園

*「食べることは生きること」手作り給食・おやつをつくります

*地域と手をつなぎ何でも相談できる子育てセンターとしての役割を目指します

*職員一人ひとりを大切にし、明るい職員集団を目指します

【施設・事業所の特徴的な取組】

①手づくりおやつ できるだけ加工品を使わない給食

②病後児ケアルームの運営 大阪市全域から年間300人も子どもを受け入れています

③地域に根ざした保育園

【評価機関情報】

第三者評価機関名	(一財)大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	平成29年8月22日 ~ 平成30年3月24日
評価決定年月日	平成30年3月24日
評価調査者(役割)	0701C040 (運営管理・専門職委員) 0901C011 (運営管理・専門職委員) 0801C024 (専門職委員) () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

判断基準（a・b・c）は必須基準・内容基準共に下記のように改定されました。*大阪府のホームページより

評価	改訂前（判断基準）	改訂後（判断基準）
「a」	・できている	・よりよい福祉サービスの水準・状態 ・質の向上をめざす際に目安とする状態
「b」	・できているものの十分でない	・aに至らない状態 ・多くの施設・事業所の状態 ・「a」に向けた取組の余地がある状態
「c」	・できていない	・「b」以上の取組となることを期待する状態

●2014年の改正により、評価の基準が明確になり、従前に比べて、「b評価」の対象範囲が広がりました。そのため、たとえば、改正前の受審施設・事業所の評価結果が「a評価」の場合、改正後の再受審において、改正前と同様の「a評価」を得られなくなる可能性もあります。

のぎく保育園は地下鉄横堤駅から徒歩約10分の所にあります。近くにはたんぼも残り、鶴見緑地公園があります。マンションの増加に伴い若い世代も多くなっています。30年間の乳児共同保育所としての実績を基盤に、2006年5月に60名定員の認可保育園（0歳～6歳）になりました。保護者の就労をサポートし、病気回復期の子ども達を守る病後児保育室「菜すな」も同時にスタートしました。その後、地域の要望に応じて、定員を80名に増やし、更に2015年には本園から徒歩2、3分の距離に分園を建設し、定員128名の保育園に発展しています。分園は幹線道路に面しながらも、静かな空間に設計され0・1歳児がゆったり生活しています。本園も以前に比べて、2歳児以上の保育室が余裕のある空間になりました。

「明るく元気な子ども」「仲間を大切に作る子ども」「自主性のある子ども」を保育目標に掲げ、保育士と看護師、調理員等が連携して保育の充実を目指しています。どちらの園舎もきれいに掃除が行き届き、季節の草花がさりげなく飾られ絵画や飾り物も置かれ、子どもたちの生活にふさわしい雰囲気を作っています。積極的な3回目の第三者評価受審でした。

◆特に評価の高い点

○充実した給食・おやつ

旬の食材や安全な食品を使って手作りしています。黒米、麦、小豆、雑穀入りの主食や、ジャコ・桜えび・するめ・レーズン等、噛むことや栄養を考えたおやつ等きめ細かい工夫で子どもたちの健康を保障することを大切にしています。

○資質向上を目指す職員研修

園内外の保育理論等の研修の他に、園として講師を依頼して保育士全員がピアノの個人指導を受けられるようにし、一人ひとりの力量を高めています。

○高い専門性を発揮する職員

看護師、調理員、主任それぞれが園全体をみながら自分の役割を積極的に考え実践しています。指示を待つのでなく自らが課題を見つけていく姿勢があり、高い専門性とリーダーシップを発揮しています。

◆改善を求められる点

園のマニュアル集や「職員手帳」の中に、必要に応じて多くのマニュアルや文章を作成し追加してきました。今後は、それらの文書の整合性を吟味したり、重複整理や相互関係の見直しを図ったりすることで、一層簡潔でわかりやすいものにするを期待します。特に、基本理念・基本方針にかかわる文書が、「法人事業方針」「園の方針」「保育の理念」「保育の基本方針」と4つのタイトルで別々に作られており、よく似た文言を含んでいます。かえって鮮明さを欠く結果とならないよう、法人全体として職員や関係者が力を合わせて練り上げることを期待します。

保育実践で意欲的に試みている新しい方法やメソッドは、子どもの実態や職員の実感をふまえ、発達課題に即して科学的に検証することを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

3度目の受審です。開園して12年目、保育、組織的にも基盤が出来ていると自負していましたが、第三者委員の方々からの指摘で気づき、まだまだと思い知らされました。指摘を受けた所の改善に努め、地域の中に受け止められる保育園を目指していきます。

お庭が欲しい、お日様がサンサンと降り注ぐお庭で元気一杯子ども達を遊ばせてあげたいとの思いで創設、のびく保育園としての保育を实践、検証しながら、子ども達にとって豊かで温かい土壌であり続けられるよう努力していきます。

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	保育の理念・基本方針は保育園の玄関に掲示し、カラー刷りのパンフレット、ホームページ、「園生活のしおり」・「職員手帳」にも明記しています。 職員採用時には配布して読みあわせをし、職員会議で再確認するなど周知に努力しています。当評価機関の保護者アンケートでは回答者の全員が説明を受けたと回答しています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	管理職は、各種学習会や研修会に参加し、社会福祉事業全体の動向を把握・分析できるように努めています。地域の保育需要をよくつかむとともに、大阪市の動向にも素早く対応し、当該地域の保育施設公募に挑戦しました。 外部監査は実施していませんが、自主的な経営者団体に所属して経営分析に参加し、現状把握や改善にむけての助言などを得ています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	地域の保育需要に応えるために、近隣に適地を得て0・1歳児のための分園を開設し、2歳以上児の保育環境も大幅に改善しました。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	理念の実現のため、3年ごとの中期計画を策定し、理事会機能の強化・人材育成・マニュアルの改訂・施設改善など、見通しをもって具体化しています。 数値目標も含めてより長期的な計画を検討することで、経営の見通しをさらに鮮明にすることを期待します。	
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	3年ごとの中期計画には、当年度分を明記していますが、数値目標やそれに伴う成果設定には至っていません。	

I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画を理事会で論議し、実施状況の把握と評価・見直しを定期的に行っています。さらに、職員会議や研修を通じて2年ごとに見直すことによって職員との共有化を図っています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	保護者への説明は行っていますが、園増設計画等も含めて共有化をさらにすすめることで、園の事業の発展方向がより鮮明になり、一層の保護者参画に繋がることを期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	年一回園の自己評価をおこない、3年に一度は必ず第三者評価を受け、PDCAサイクルを機能させる努力を行っています。新しいメソッドに関しても職員の主体的な振り返りを積み上げ組織的に質の向上に取り組めるよう期待します。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	評価結果に基づき取り組むべき課題を明確にしています。さらに職員間で課題を共有化し、組織的に改善計画へ参画、実施することを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	自らの役割と責任について「職員手帳」の中で職務分掌を定め、有事における管理者の役割と責任を明示しています。不在時の権限委任についても、マニュアルの中で明文化し、職員会議でも周知しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法令遵守のマニュアルを定めて周知するとともに、事務所には大阪市から提供される法令集を完備して、必要に応じて適用できるようにしています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園長は強い情熱とビジョンを持って園運営に臨み、保育の質の向上を目指して積極的に研修を勧め、技能向上のために園内研修も行い保育に反映させる努力を行っています。園運営の牽引車としてリーダーシップを発揮しています。今後はさらに保護者や職員の意見を深く聞き取りボトムアップ型の運営にも踏み出すことを期待します。	

II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	人事・労務・財務を総合的に把握してその向上に努め、主任を専任化したり夕方の清掃の一部を業務委託するなど、一つひとつ改善しています。看護師や栄養士、調理師をはじめ管理的職員による集団的な管理体制を構築するなど、運営システムの一層の充実を期待します。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	開園当初の職員が働き続けています。養成校へ求人を出すなど新しい人材確保にも努力し、育児休業の保障もできる体制をとっています。分園の開設にはベテランの職員を担当職員として送り出すことができ、安定した職員体制となっています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	自己評価と園長ヒアリングを軸に、職務の到達点と処遇改善を結び付ける努力をしていますが、職員自らが将来の姿を描くことができるように経験年数に応じた研修計画によってキャリアアップするような客観的な仕組み作り等を期待します。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	有給休暇消化率が74.2%と高く、時間外勤務もほとんどなくし、働きやすい職場づくりに努めています。職務災害トータル保険に加入し、個々の職員が希望すれば専門家による心のケアを受けられるようにしています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員の資質向上を積極的に取り組んでいます。年度当初に個別の各種研修計画を示し、途中経過を把握し、必要に応じて計画変更を行っています。「職員手帳」には勤務の心得を明示しています。毎年の課題となっている「人材像の確立」をこれまでの実践を通して明確にすることを期待します。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	中期計画の中で「研修計画に基づく研修」をうたい、保育指針や保育課程に照らして課題や目標をもっています。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	年2回の園長ヒアリングと年1回の自己評価等で、職員一人ひとりの目標課題を明らかにし、計画的に外部研修・内部研修を行っています。3年前から園の費用でピアノ指導者を招き、全保育士が毎月指導を受けています。全員のピアノスキルが大幅に向上し、保育の質の向上に繋がっています。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生受け入れのマニュアルをつくり、養成校との覚書を取り交わして養成協力をしています。これまでの実績を踏まえて、意義や位置づけを含めたマニュアルの充実を望みます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	HPや玄関掲示、「園生活のしおり」等によって、財務諸表や第三者評価の結果などもすべて公開しています。HPは保育の様子がよくわかるように工夫し、ブログでは最新の保育状況を見ることができます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	経理は専門家に委託し、出納職員を明確にして内部監査を行っています。外部監査はしていません。 保育料外の保護者負担金については、一層具体的な収支報告を行うことによって保護者に周知することを期待します。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	未就園児の遊ぼう会、地域の老人施設・小学校・お祭りなど、あらゆる機会をとらえて利用者と地域との交流を広げています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	小学校教諭の社会体験、中学生の職場体験、学生ボランティア、読み聞かせボランティアなど、幅広い受け入れを行っています。こうした実績を踏まえて、マニュアルの中で基本姿勢を一層鮮明にすることを期待します。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	公的機関、私立保育連盟など、関係先の一覧を把握し、必要に応じて連携を図っています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	区社協と区内児童委員、幼稚園・保育施設で構成する鶴見区「愛ラブこどもフェスタ」の実行委員会に、職員が実行委員として参画し地域福祉向上の役割を果たしています。一時保育は施設面積の制約から実施していません。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	開園当初から病後児保育に取り組み、年間300人を超える大阪市全域からのニーズに応えています。園内の音楽会や人形劇の催しに地域の子どもたちを招待し、地域の子育て支援に寄与しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	事業方針、園の方針「一人ひとりの子ども達を大切にし、子どもの成長を共に喜び育ちあえる保育園」、保育園規則、保育の理念、保育の基本方針等を通して利用者を尊重した基本姿勢を明示しています。職員手帳に児童憲章と子どもの権利条約を挿入しています。今後は、大切にしている利用者を尊重する姿勢について職員間で、共通理解や合意形成を図ることを期待します。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
(コメント)	「虐待防止マニュアル」を作成し虐待の早期発見、虐待の通告、施設内での未然防止等、虐待・権利擁護について研修しています。園長が虐待防止責任者の責務を担うと同時に虐待防止委員会を設置しています。プライバシー保護については虐待防止マニュアルの中に「報道機関からの取材等は、被害者等のプライバシーを保護するとともに、責任者が適切に対応します」との一文があるのみなので、利用者の権利擁護の観点からプライバシー保護について保育園としての方針をマニュアル化することを期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園のしおりやHPにおいて園の情報を発信しています。特にHPでは、園の概要、行事等の園生活、基本方針等の基本的な情報だけでなく四季折々の子どもたちの様子や「のぎく保育園10周年のムービー」等、動画で見ることができます（登録制）。その内容は適宜見直しています。見学者は随時受付、管理職が対応しています。当評価機関が実施したアンケートでも100%の保護者が、保護者の「都合や要望にあわせた見学」ができたと答えています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	「園生活のしおり」を活用して保護者に説明しています。入園時に重要事項説明書等の同意書を求めています。意思決定が困難な保護者へは管理職が適宜対応していますが、その経験を活かし、対応等についてルール化し、文章化することを期待します。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	終了時には絵本と共に「困った時などにはいつでも園を訪ねてください」との内容のメッセージカードを渡しています。転園するにあたっては、保育要録の引継ぎにより福祉サービスが途切れないように配慮し、卒園児については約6カ所の小学校へ保育要録を持参し一人ひとりの子どもの成長・発達への思いを伝えています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	保護者アンケートをできるだけ取り、保護者懇談会（2ヶ月に1回）も開催し保護者の意見を聞く努力をしています。当評価機関のアンケートや職員からは改善の必要性についての意見もあります。把握した意見や結果の分析・検討を保護者と共に行う仕組みの構築を期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	「園生活のしおり」に要望・苦情に関する相談窓口について記載し入園説明会や保護者会において周知しています。園内にもその仕組みを張り出しています。「苦情解決に関し社会性や客観性を確保し、利用者の立場に配慮した適切な対応を確保するため理事会の意見を聴取する」として第三者委員会を設置しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
(コメント)	園長は朝夕、できるだけ一人ひとりの保護者に声をかける努力をし、話しやすい環境を作っています。評価調査時に園長が多くの保護者に声をかけ、相談を求める保護者に応えていました。分園も視野に入れ、プライバシーなどにも配慮し、落ち着いて相談できる場所を確保し提示できることを期待します。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	「職員手帳」には「意見・要望は全職員に周知し、情報を共有する」と記し、園として相談や意見に対し組織的に対応するように努力しています。玄関には、要望・苦情を投函できる大きな木彫りの猫型の意見箱（毎週月曜日と水曜日に確認）を設置しています。苦情・要望については解決責任者、受付担当を決め内容によっては職員会議で論議し、回答は園だよりやホームページに掲載しています。少数意見についても納得が得られるように繰り返し組織的に対応し、周知することを期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	環境整備と事故防止について文章化し、周知しています。園庭の安全確認チェックリスト、園庭遊具チェックリスト（年1）、年齢別事故軽減のためのチェックリスト（週1）を使用して遊具、備品類の安全確認と事故防止に努めています。「法人理念を実現するための中長期計画」に安全な施設環境の確保の項目があり、ヒヤリハット情報、事故記録の統計、危険個所の把握について予算も含めて検討しています。事故・怪我発生時における体制、連絡方法を明示しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症への対応について文書化しています。感染症については、看護師を中心に研修、周知に努力しています。職員手帳に感染症発生時マニュアルを記載しています。夕刻には清掃業者が各部屋の清掃を担い感染症予防策の一助となっています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害発生時マニュアル（火災発生時の手順、事故又は急病が発生した時の連絡方法、風水害及び台風時の手順、大地震時の対応マニュアル）を備え、周知しています。毎月マニュアルに即した避難訓練をしています。地域協議会に入り地域と連携した取り組みをしています。保護者に対しては、園生活のしおりに一時避難場所や、万が一に備えてという一文（救急処置、非常用ボタン、防犯、避難訓練等）を記載し周知しています。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
(コメント)	「職員手帳」の中にクラス担当保育士のデイリープログラム及び「子どもの発達援助」マニュアル（健康管理の手順・健康診断結果の保育への反映・園児の理解と受容・リズムの取り組み・人間関係への配慮・延長保育への配慮・障がい児保育）として標準的な実施方法を文書化しています。研修や会議を通して周知・確認しています。2年前より新たな実践方法にも取り組み、福祉サービスの向上に努力していますが、新たな取り組みということもあり日常の保育活動と行事、乳児期と幼児期の実践課題など標準的な実施方法との整合性などにおいて検討し、文書化することを期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	理念・方針や標準的な実施方法、子ども達の状況に基づいて作成した指導計画（年2回の総括会議）・月案（毎月の会議）・週案（自己評価）の検証、見直しを通して標準的な実施方法を定期的に検証、見直しをしています。スーパーバイザー的役割の外部講師に保育実践を定期的に観察してもらい示唆を受けています。法人理念を実現するための中長期計画に保育マニュアルの改訂を記載しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
(コメント)	入園前アセスメント（健診、個人面談）、保育課程、3ヶ月毎の発達状況を記録した児童表や個人懇談での要望などを基に指導計画をたてています。乳児期（0,1,2歳児クラス）は個人計画表、特に配慮を必要とする子どもの個別指導計画をたてています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	担当国会議、クラス会議、総括会議において組織的に各指導計画の評価・見直しをしています。園長、主任が評価、見直しについて指導的役割を果たしています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	乳児期（0,1,2歳児クラス）は園で独自に考案、作成した個人連絡ノートを通して日々の子どもの状況を記録しています。健康に関する項目を中心に一人ひとりの子どもの状況を記録（児童表）し、配慮を必要とする子どもについては個別の指援計画に基づく保育状況を記録しています。記録の内容は、子どもたちの状況把握や指導計画を立てる過程（職員会議・担当国会議・クラス会議・乳児会議・幼児会議）を通して周知しています。記録する内容や書き方について職員間での差異が生じないような工夫や指導を期待します。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	「個人情報保護マニュアル」において保護管理者、保護担当者を明確にし保管場所、取扱者の限定化、廃棄手順など保護・開示について細かく規定を定めています。特に電子データの取り扱いに関しては細則を設けています。その内容は、職員研修で周知し保護者へも周知すると同時に、個人情報保護方針について承認の有無を文章で確認しています。「保育園規則」の項目にある備えるべき帳簿と保存年限の中に子どもの記録（児童表、個人カリキュラム、指導計画、緊急連絡表等）に関する項目を追加することを希望します。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b
(コメント)	園の保育方針、年齢別の発達に即した保育目標を基に、保育課程を作っています。毎年職員会議で評価見直しをし、必要に応じて加筆訂正を加えています。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	徒歩2,3分の位置に分園を設置し、静かで清潔な室内環境を保っています。担当する子どもを決めた「担当制」の保育を行い食事・排泄に関わる保育士はほぼ一定しており、大人との愛着関係を重視しています。一人ひとりの食事や排泄のケアに十分な時間をかけています。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	1歳児は分園で、2歳児は本園で保育しています。2歳児クラスまでは「担当制」の保育を行い、食事や活動を小グループで取り組んでいます。2歳児は日常生活の中で幼児クラスとの関わりをもち、朝ター一緒に遊んでいます。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	0、1歳児が分園に移動したことにより3歳児以上の保育室のスペースが広くなり、幼児クラスでは「ピラミッドメソッド」による保育をめざしています。職員が研修を受けて「サークルタイム」や玩具の配置など試行錯誤しながら保育を進めています。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
(コメント)	入学前に5歳児は学校見学に行きます。「保育要録」は園長、主任が学校を訪問して直接手渡し、必要に応じて懇談します。また、経験2年目の小学校の教諭が毎年保育園に「社会体験」に来て園児と交流し、幼児期の姿を学びます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	園全体が清潔に保たれています（朝は職員が、夕方はプロの委託業者が清掃）。環境設定や玩具の整備、人の関わり方等を研修、工夫しながら進めています。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b
(コメント)	給食の配膳は年齢ごとに大人の手をかける範囲を定め、子どもたちが自分でするところを明確に習慣化しています。静的な遊びは充実していますが、子ども達が身体を動かして自由に遊べる時間・空間の検討と工夫を望みます。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	子どもの自主性や主体性を引き出し、友だちとの共同的な体験ができることをめざしています。ロッカーや机の配置・玩具の選び方等、工夫を重ねています。「サークルタイム」も試行して、どの子にも平等に発言の機会が回るように取り組んでいます。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	園庭や屋上に小さな草花が咲き、食育計画の中に栽培活動も組み込まれています。少し足を延ばせば鶴見緑地公園など広々とした環境で遊ぶこともできます。地下鉄など公共交通機関を使って人形劇やプラネタリウムにも出かけています。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	絵本の読み聞かせ、紙芝居など1日に何回も読んでもらう機会があり、子どもたちも自由に好きな本を読んでいました。朝、夕絵を描いたり、ごっこあそび等も自由に楽しんでいます。保育士も見守りながら声をかけています。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
(コメント)	日々の保育は週案の自己評価で振り返りを行っています。園独自の自己評価を年2回実施しています。それに基づいて園長がヒアリングを行い個人毎の目標設定や研修につなげています。	

	評価結果
--	-------------

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	短時間の保育を担うパートの職員にも職員手帳を渡し子どもへの関わり方を共有できるようにしています。職員会議や園長の職員ヒアリングでも、子どもの個々の違いを受け止めて保育することを繰り返し確認しています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
(コメント)	障がいのある子どもについては市の巡回相談や区役所の子育て支援室と連携を取りながら進めています。研修にも参加し個別計画を作成しています。職員会議で検討・確認しながら保育をしています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
(コメント)	朝は登園した順に、好きな遊びを見つけて友だちや保育士と過ごします。夕方は18時にホールに集まり補食（サンドイッチ、おにぎり、ふかし芋など毎日手作りです）を食べます。マットやソファなども置かれたくつろげるスペースがあり、19時以降は分園の子どもも合流します。	

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
(コメント)	個人の健康手帳に健診結果などを記録しています。看護師が年間保健計画を作成し園児の身体測定も行います。毎日の管理日誌で園児の健康状態を把握し、個人健康記録に健康に関する個人データを細かく記録し保管しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
(コメント)	玄関を入ると調理室が見え、子どもの目線で給食を作っている姿が見えます。旬の食材や季節ごとの行事を大切に、昼・おやつ・補食の全てが手作りで、盛り付けや室内の明るさをカーテンで調整する等の配慮をし子ども達が落ち着いて楽しく食べています。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	分園では主食のみ用意し、本園から出来上がったものを運んでいます。子どもたちの食べる様子を調理員と一緒に食べながら見守り、残量チェックも毎日記録し、次への改善につなげています。	

A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	健康診断・歯科検診の結果は随時健康手帳に記録し、担任保育士を通じて保護者に返しています。治療等が必要な場合は、その結果を保護者から園に報告するようにしています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患等のある子は主治医の指示を得、アレルギー疾患生活管理指導表にファイルし、事務所に保管しています。除去食の必要な子は給食時、トレイで区別しています。除去食の解除があった場合は解除届けに保護者のサインをもらっています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	調理施設の点検表は毎日、調理員によって実施し、調理員の個々の健康状態も毎日チェック、記録しています。食中毒発生時の対応マニュアルを整備し、職員手帳に記載しています。	

		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
(コメント)	保護者アンケートの中にも給食への満足度は高いものがあります。各家庭に毎月の献立を配り、園内にその日のサンプルを展示しています。保護者が直接調理室に声をかけて、子どもの好きな物のレシピを聞いたりする交流もあります。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	0～2歳児クラスは日々の連絡帳で子どもの1日の様子を細かくやり取りしています。3歳児以上は保育手帳に連絡の書き込みができるようにしています。園だより、クラスだよりで伝えること、日々の送迎時の伝え合いも大切にしています。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b
(コメント)	2か月に一回クラス懇談会を行ない、個人懇談は年に2回実施しています。職員代表も参加している保護者会で出た意見や要望をより保育に反映できるように、職員会議で論議を深めることを期待します。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待防止マニュアルを整備し、職員手帳に記載しています。子どもの些細な変化への気づきの視点を持つと同時に、保護者と子育ての楽しさを共有・共感する取り組みによって虐待の予防となるように努めています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	虐待防止マニュアルの中に施設内での虐待の未然防止のための項を設け、体罰等の禁止とともに、人権意識の向上や保育について話し合える職場づくりを目指しています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	のぎく保育園在園児の保護者
調査対象者数	128名(99世帯)
調査方法	当評価機関が作成した保護者アンケートを保育園から配布してもらい、回答は返信用封筒にて当評価室へ直接返送。

利用者への聞き取り等の結果(概要)

回収率は31%でした。

質問項目18項目中7項目(問1 入園を希望した時、あなたの都合や要望にあわせた見学を受け入れてくれましたか。問3 保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか。問4 入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が解消しましたか。問5 入園後も保育園やクラスの様子などについて、「園だより」「クラスだより」などを通して、わかりやすく伝えられていますか。問10 健康診断の結果について、園から伝えられていますか。問12 給食のメニューは、充実していますか。問16 懇談会や保育参観など、保護者が保育に参加する機会がありますか。)において100%「はい」と肯定的な回答があり、10項目も90%以上が肯定的な回答でした。「園の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか」の項目のみ90%を下回り86,7%が「はい」と回答しています。回収率が低く評価が難しい面もありますが、全体として園に対しての肯定感が高いと言えます。自由記述でも「子どもが毎日喜んで通っているので安心して預けています」「子どもものびのびとじていて充実していると思う」「いつも手厚く保育してくださっていて安心して預けられます」「子の保育と、その後の親へのフィードバックやアドバイスをしっかりしていただける。子ども楽しんでのぎくさんに通っています」「食育や季節にあった行事のこだわり、子ども達にたくさんの経験をさせてくれていて感謝しています」など保育園への肯定的な思いを記しています。

一方、生活発表会や運動会などの行事については、「0, 1歳については生活発表会がないこと、運動会も簡単すぎる」「子ども達目線の内容を考えて欲しい」など乳児期・幼児期に対する園としてのねらいや考え方を受け入れていない記述もあります。「園にして欲しいこと」の内容にある「ひらがなを教えて欲しい」「英語などの教育」等の意見ともあわせて、園としての保育に対する考え方を様々な機会を通して伝え、保護者と共に考えていながら園への肯定感が一層高まることを期待します。

なお「実費徴収は個人の物だけにしてほしい」「保育費用が何に使われているか不明」の意見については、保育料外負担の収支報告をするなどの工夫によって保護者の不透明感を払拭することを期待します。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等